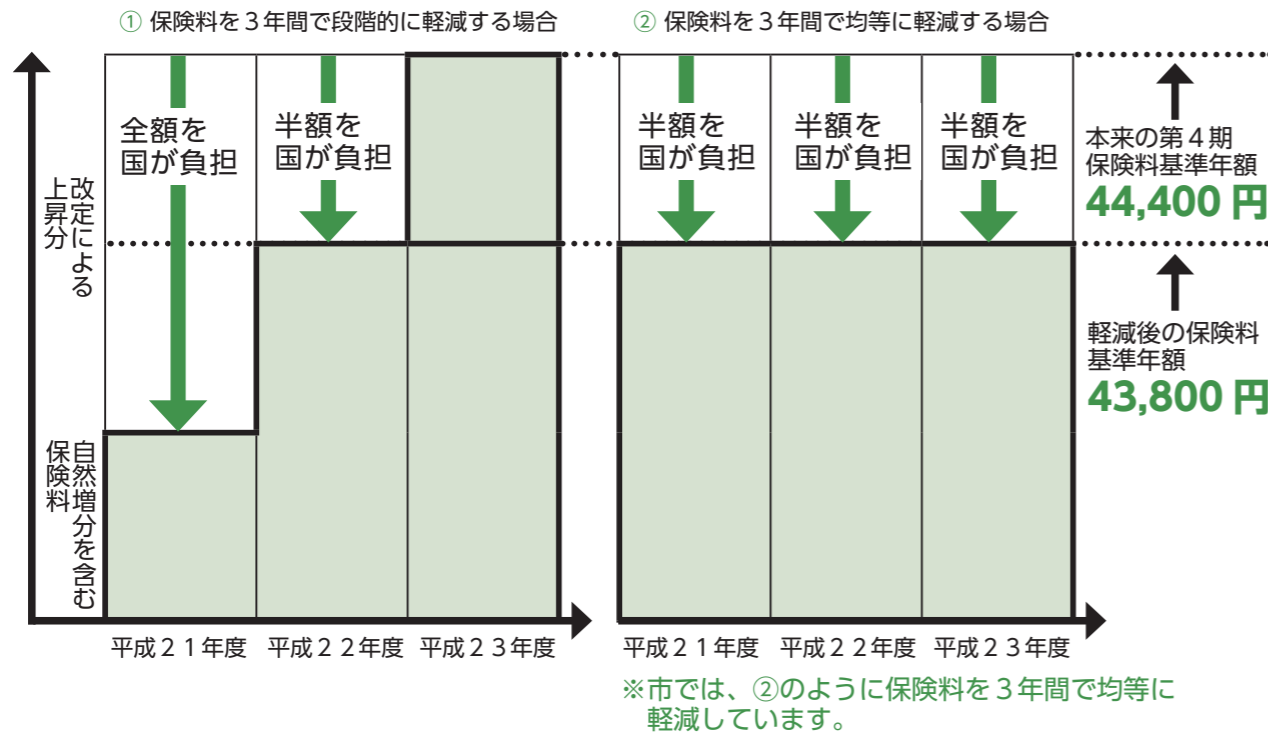


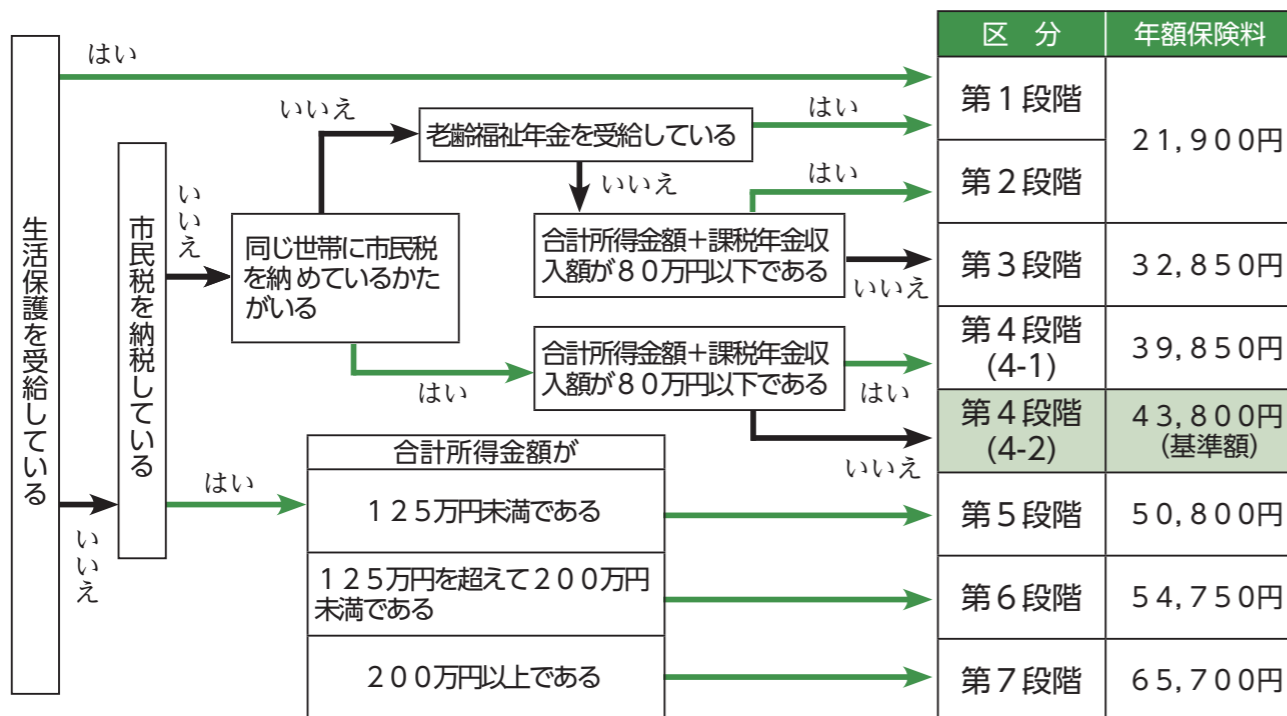
# 介護保険料のお知らせ - 65 歳以上のかた -

介護保険は国や県、市町村が負担する公費と皆さんが納める介護保険料が財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

## 介護報酬改定に伴う保険料上昇分を軽減しています



## あなたの介護保険料は…？



## 介護保険料の納め方は…？ 特別徴収と普通徴収の2つ納め方があります

### 特別徴収 年金が年額18万円以上のかたは年金から差し引かれます

年6回の年金定期支払いのとき、その受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。(老齢福祉年金、寡婦年金は対象となりません。)

### 年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります。

次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで一時的に納付書(普通徴収)で納めます。

- 年度の途中で65歳(第1号被保険者)になったとき
- 年度の途中で他市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直しなどで、所得段階の区分が変更になったとき
- 年度の途中で年金の受給が始まったとき

### 普通徴収 年金が年額18万円未満のかたは納付書や口座振替で納めます。

#### 口座振替が便利です

口座振替にすると、納める手間がかからず、納め忘れの心配もなくなります。(金融機関で手続きをしてください)

#### ※保険料を納めないと…

その期間に応じて次のような措置がありますので納め忘れのないようお願いします。

- 1年以上滞納すると  
介護サービスにかかる費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分(9割)が支払われます。
- 1年6カ月以上滞納すると  
介護保険給付の一部または全部が一時的に差し止めになります。
- 2年以上滞納すると  
介護保険利用者負担が1割から3割に引き上げられ、介護保険高額介護サービス費が受けられなくなります。

## 保険料減免・介護認定有効期間の延長について

### 介護保険料の減免

警戒区域および緊急時避難準備区域に住居登録があるかたを対象に免除します。

- 免除対象 平成23年度介護保険料(65歳以上の第1号被保険者)
- 対象区域 都路町全域、常葉町堀田地区および山根地区、船引町横道地区
- その他 免除のための申請は不要です。  
なお、年金定期支払いで納入されている方については、口座振替により還付の減免をします。(後日通知します)

### 介護認定有効期間の延長について

#### 《特例による12カ月延長》

東日本大震災に対処するため、特例により12カ月延長します。また、延長のための申請は不要です。

※被保険者の要介護・要支援状態が変化している場合については、区分変更申請の手続きが必要になります。

問い合わせ 保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115